

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟) 外  
原告 河濟盛正ら 外  
被告 山口県知事

## 第12準備書面

2016(平成28)年1月28日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川章次



同 訴訟代理人弁護士 内山新吾



同 訴訟代理人弁護士 小沢秀造



同 訴訟代理人弁護士 堀良一



同 訴訟代理人弁護士 永井光弘



同 訴訟代理人弁護士 浅野正富



同 訴訟代理人弁護士 嶋田久夫



同 訴訟代理人弁護士 丸山明子



同 訴訟代理人弁護士 仁比聰平



同 訴訟代理人弁護士 石口俊一



同 訴訟代理人弁護士 則武透



同 訴訟代理人弁護士 米倉大樹



同 訴訟代理人弁護士 内山傑史



同 訴訟代理人弁護士 平尾真吾



以下とおり，原告らの主張を補足する。

## 第1 損害額について

平成26年10月15日付け公文書開示請求によって山口県から開示された文書（甲55）の範囲で，山本知事については，本件許可申請（平成24年10月6日）から辞職（平成26年1月14日）まで，村岡知事については，就任（平成26年2月25日）から訴訟提起（平成27年1月23日）までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。詳細は，別表1ないし10記載のとおりであり，集計の結果，山本知事は，529万8039円，村岡知事は，1966万81304円であった。

あくまで開示された文書の範囲内での集計であるが，各知事による判断留保期間中，本件公有水面埋立免許に係る事務に費やされた人件費及び事務関連費，すなわち各知事による阻止義務違反によって山口県が被った損害額は，10万円を下らないのは明らかである。

## 第2 主張・立証責任について

- 1 被告は，同第8準備書面において，本件許可申請について，「県知事は公有水面埋立法13ノ2に定める要件を審査して，許可をするか否かを決定することになる」（2頁上から1行目），「許可・不許可の処分をするに当たっては，公有水面埋立法上の『正当な事由』の有無を根拠をもって判断する必要がある」（2頁目下から11行目）と主張する。本来，上記正当事由の有無は，その正当性を主張する被告側に主張・立証責任がある。
- 2 加えて，既に原告第6準備書面（10頁ないし12頁）において指摘したが，本件許可申請に対する各知事の判断留保に関する資料は，

全て被告が保持している。特に、本件非開示部分(甲9-1ないし6等)は、本件判断留保に係る裁量権の逸脱・濫用の有無を判断する上で、その開示が必要不可欠である。そうであるにもかかわらず、被告は、原告らによる再三にわたる開示要求に対して応えず、さらには、裁判所からの文書送付嘱託に対してもほぼ全面的に非開示の文書を提出した。

- 3 被告は、同第8準備書面において、本件判断留保の理由について、「申請者の主張によって、上関原発が国のエネルギー政策に位置づけられていることを説明できているかどうか確認するため」(2頁下から9行目)とする。しかし、既に原告第1準備書面(4頁下から2行目以下)、第4準備書面(2頁上から7行目以下)で指摘したとおり、かかる政策的な事由は、上記正当事由を裁量的に判断する際の考慮要素に該当しない。公有水面埋立法の趣旨からすれば、むしろ考慮すべきでない要素である。現に、本件許可申請から既に3年以上が経過している。
- 4 以上に照らせば、まず被告の方で、各知事による判断留保に不合理な点の無いことを、相当の根拠、資料に基づき主張・立証する必要がある。被告がこれを尽くさない場合には、各知事による判断留保に不合理な点があることが事実上推認されるというべきである。

以 上